

令和6年度

宅配ボックス設置助成のご案内

品川区内の住宅に宅配ボックスを設置する際の経費の一部を助成します。

！ 機器の購入および設置工事契約前の事前協議が必要です ！

～受付期間【先着順】～

事前協議：令和6年9月2日（月）～令和7年2月14日（金）

交付申請：令和6年9月2日（月）～令和7年3月31日（月）

		戸建住宅*1	集合住宅*2	IOT対応*3の 戸建住宅	IOT対応*3の 集合住宅
助成金額		対象経費の2分の1			
設置工事1件あたり の上限金額	区内業者 への 発注分	5万円 26件	10万円 60件	15万円 2件	20万円 3件
	および 受付想定件数*4	区外業者 への 発注分	3万円 9件	8万円 3件	13万円 1件
対象経費		機器の購入費用および設置工事費用			
申請者		区民、個人事業主または法人	個人事業主または法人	戸建住宅に同じ	集合住宅に同じ

※1 戸建住宅の定義：独立した1棟の建物であり、集合住宅以外のもの

※2 集合住宅の定義：1棟の建物のうち構造上区分され、住居としての部分が3戸以上ある建物をいう。

※3 IOT対応とは、宅配ボックス自体がインターネットに接続しているタイプの製品のことで。

※4 予算が無くなり次第、受付を終了いたします。

電子申請の場合はこちらから

〈事前協議〉

〈交付申請〉

申請方法について

①機器購入および設置工事契約前に、事前協議書と添付書類を一式揃えて提出

②機器設置工事完了後、交付申請書と添付書類を一式揃えて提出



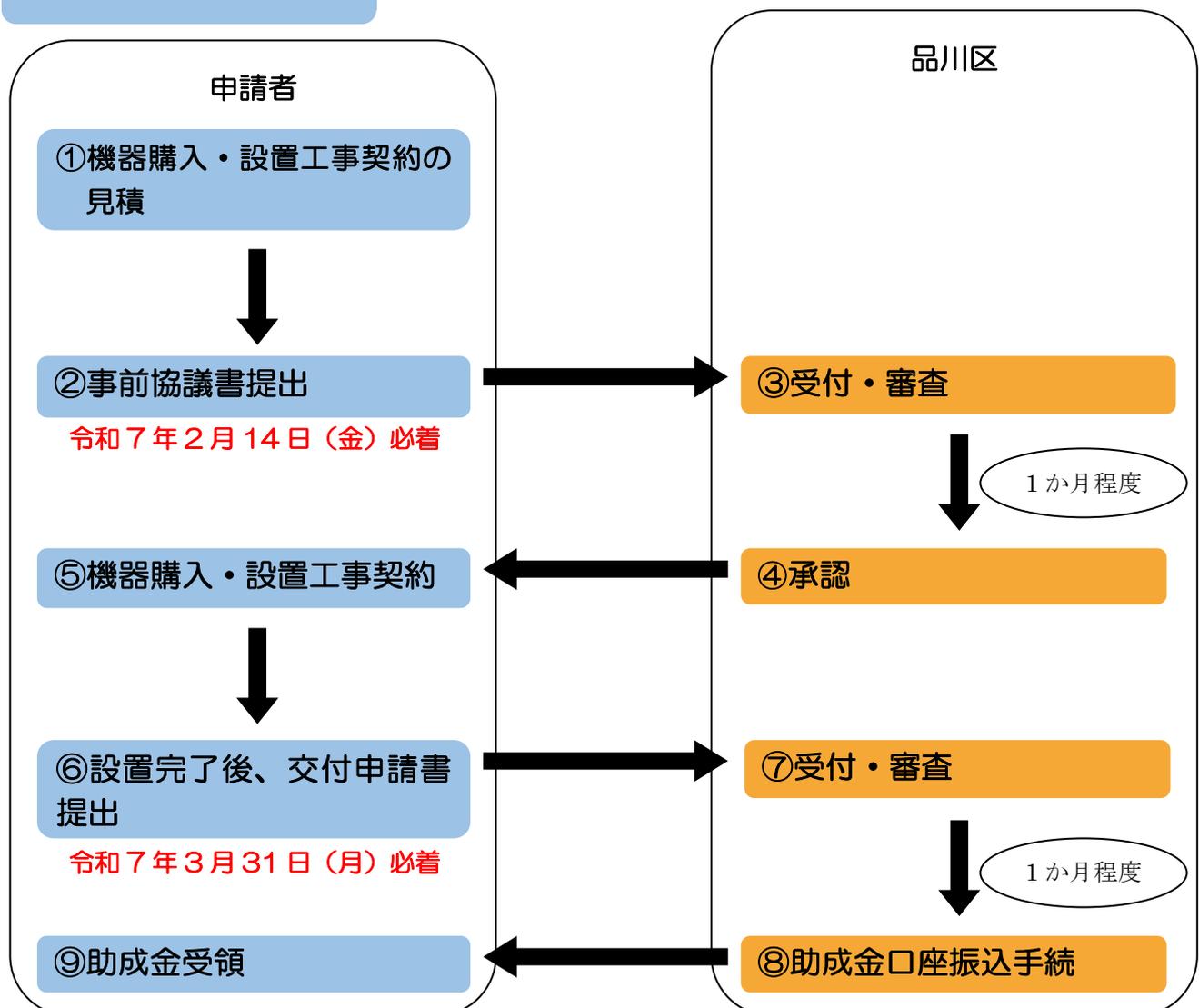
※必要書類がすべて揃うまで受付はできません。郵送の場合、不備があればご連絡しますが、書類がすべて揃うまで審査ができません。なお、不備書類の返送は行いません。

※受付最終日の午後5時までに、必要書類をすべて提出し、環境課担当者が書類に不備がないことを確認している必要があります。

助成を受けるための条件

- 1 次の①～③のいずれかに該当すること。
 - ①区内の戸建住宅に交付申請時点で住所を有する区民
 - ②区内の戸建住宅または集合住宅を所有または建設する個人事業主または法人
 - ③区内の集合住宅の管理組合
- 2 機器が品川区内の戸建住宅・集合住宅に設置されること。
- 3 **機器の設置日が令和6年9月2日以降**であること。
※設置の購入および設置工事契約前に事前協議が必要です。ただし、設置を予定する建物が事前協議時点で建築前・建築中の場合は、契約後の事前協議が可能です。
- 4 戸建住宅にあっては、同一年度・同一住戸での申請がないこと。
- 5 集合住宅にあっては、同一年度・同一建物での申請がないこと。
- 6 一設置工事に対し、同一世帯の方による複数申請がないこと。
- 7 住民税（法人の場合は法人事業税）を滞納していないこと。
- 8 法令等、公序良俗に反していないこと。

助成金受取までの流れ



事前協議書 添付書類

番号	添付書類（コピー可）	発行機関
1	機器の購入および設置工事に係る経費の内訳が記載された見積書、内訳書の写し（型式、価格等の内訳が明記されたもの）	機器販売業者など
2	対象機器の寸法、性能等が確認できるパンフレット類	機器販売業者など
3	設置予定場所の写真	—
4	※個人の場合のみ （令和5年度相当分）特別区民税・都民税 納税証明書 ^{※1}	区役所税務課 地域センター コンビニ交付 } ^{※2}
5	※法人の場合のみ 令和5年度法人事業税納税証明書	都税事務所
6	※法人の場合のみ 機器を設置する建物の登記簿謄本（全部事項証明書または履歴事項全部証明書）	法務局

※1 事前協議承認に係る審査にあたり、区が保有する申請者の住民税滞納状況を調査いたします。
調査に同意される場合、納税証明書は不要ですが、令和5年1月1日時点では他自治体に住民登録していた場合は、当該自治体の（令和5年度分）納税証明書が必要です。

※2 取得先は令和5年1月1日に住民登録していた区市町村です。
取得方法については、各区市町村へご確認ください。

交付申請書 添付書類

番号	添付書類（コピー可）	発行機関
1	機器の購入および設置工事に係る領収書の写し（事前協議時に提出した見積書、内訳書と金額が一致するもの）	機器販売業者など
2	設置完了後の写真（設置予定場所と同一の場所の写真）	—
3	※個人の場合のみ 設置場所への居住が確認できる書類の写し（住民票、運転免許証等）	—

※その他必要に応じ、上記書類以外についてもご提出いただく場合があります。

- ホームページからダウンロードできるもの
 - ・ 品川区宅配ボックス設置助成金事前協議書
 - ・ 品川区宅配ボックス設置助成金交付申請書

対象機器の要件

機器の要件

- 施錠できる構造となっていること（南京錠で施錠するものは除く）。
- 3 辺の合計が 75 cm以上の荷物が投函できる大きさがあること。ただし、集合住宅用の機器については、1 つ以上のボックスが本要件を満たすこと。
- 袋式および折りたたみ式でないこと。
- 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。
- 未使用かつ購入したものであり、リースでないこと。

よくある質問

Q.1 他の助成制度と併用できますか。

A.1 併用できます。他の助成制度で既に助成を受けている、または受ける予定の場合でも、品川区からの助成金と他の助成制度からの助成金の合計額が、助成対象経費（機器の購入費用および設置工事費用）の金額を超えない範囲ならば、品川区から助成を受けることが可能です。

Q.2 助成の残り件数・残り予算を教えてください。

A.2 ホームページに、助成決定状況を載せています。随時更新しておりますので、ご確認ください。

Q.3 増設・買い替えはできますか。

A.3 可能です。ただし、撤去に係る費用は助成対象経費の対象外となります。

Q.4 個人事業主・法人が複数の建物への設置助成を受けることはできますか。

A.4 可能です。異なる建物への設置工事であれば同一年度内で助成を受けられます。

その他

- 助成後はアンケートの回答をお願いする場合があります。



注意事項

- ◆ 機器の設置に関係のない付属品などの経費は対象になりません。
- ◆ 算出した助成金額の千円未満の端数は切り捨てとします。

提出先・問い合わせ先

品川区 都市環境部 環境課 環境管理係

〒140-8715 品川区広町2-1-36本庁舎6階

TEL 5742-6949

FAX 5742-6853